

第3セッション 政治/統治

他者統治と自己統治が重なるとき
——薬物使用のハームリダクションをめぐる批判的考察——

平井 秀幸

1. 問題関心

よろしくお願ひいたします。大阪の四天王寺大学から来ました平井と申します。今日のテーマはネオリベリズムということですが、ちょっと言いにくいので私は日本語で新自由主義と言っていますが、同じ意味です。午前中にいらっしゃった方には、最初に丸山先生から、都市研究には政治経済学的な研究潮流と Foucault 的な統治性論と呼ばれるような研究潮流と、大きく分けて2つの研究潮流があるというイントロダクションがありましたが、私は後者の統治性論の方にこれまでコミットして新自由主義研究をやってきましたので、それで今回お呼びがかかったということだと思います。

ただ私自身は、都市研究をやってきたわけではなくて、犯罪領域の研究がメインで、特に薬物事犯者の処遇の研究をしてきました。たとえば刑務所のなかで薬物犯罪者がどのように処遇されているのかといった研究です。今回のテーマには「都市」「空間」という言葉も入っていますが、刑務所や少年院といった施設内での処遇が私の研究の中心でしたから、何とか塀の外に出ないと都市にたどり着けないということで、塀の外の研究で何か話をできないだろうかと考えて見つけたのが、このあとお話しするハームリダクション (Harm Reduction) です。これは、地域のなかで薬物使用者に対して支援をするやり方のひとつですが、このハームリダクションであれば、都市研究とも少しリンクを貼れるのではないかと思いましたが、今日はこの話をしたいと思います。

ハームリダクションのメッカは英語圏や欧州なのですが、日本でも最近、徐々に注目が高まってきています。私が専門とする犯罪や非行といった研究領域では「離脱 (desistance)」と言われますが、犯罪・非行から足を洗うということについては、学術面でも政策面でも関心がすごく高まってきていて、あまり一般の人には知られていない話だと思いますが、最近では、社会復帰を支援するような政策プランニングも実はいろいろ出ています。こうした「離脱」支援というものは、厳格に犯罪を取り締まって収容しようとか、厳罰主義で臨もうとするアプローチと比較しますと、非常に寛容でリベラルなものだと捉えられることが多いように思います。

この「離脱」支援的なベクトルには、いくつか特徴があります。ここでは3つほど挙げますが、1つ目は、薬物事犯がメインのターゲットになっているということです。犯罪の罪種はたくさんあるわけですが、そのなかでも薬物事犯者が、「離脱」させるといいですか、立ち直ってもらう際のかなり重要なターゲットになっています。2つ目は、地域 (コミュニティ) です。ここでは、地域における多職種のネットワーク——これは公的な機関だけでなく民間も全て含めてということですが——に基づいて介入することを意味する「連携」という言葉が鍵概念になっています。英語だと「パートナーシップ」という言葉になるのだと思いますが、これは非

常によく聞く言葉です。3つ目は、この「連携」において、当事者——薬物の場合は薬物使用者——に参加してもらおうという当事者参加が非常に重視されているという点です。これは日本だけの特徴かといいますと、そうではなくて、実はいろいろな国で同じような「離脱」支援が日本より早くからおこなわれてきています。

今日とりあげるハームリダクションは、「離脱」支援の3つの特徴を共に満たすという意味では先駆的な政策でもあると思います。一連の政策がセットになっているものをハームリダクションと呼びますので一概に政策と言っていいのかはわかりませんが、今日のテーマとの関連で言いますと、このハームリダクションは新自由主義と非常に近い関係にあるのではないかと、新自由主義的な側面を持つのではないかとという指摘が、かなり出てきています。そういったこともありまして、この報告では、ハームリダクションに関する経験的な研究の検討を通して、新自由主義との関係を見ていきたいと思います。

2. 新自由主義概念をどう使うのか？

まず、新自由主義概念をどう使うのかということ、最初に考えたいと思います。午前の報告にもあったと思いますが、新自由主義概念は結構あいまいではないかという話はずっと前からあって、使う人も定義を巡っていろいろと困惑しているところがあるのだらうと思います。それから、分析対象を区分していかないと、たとえば都市総体を「ネオリベリズムだ」とか「ネオリベリズムではない」とか言うのは大変難しいことで、分析対象をどこに置くかについてもいろいろな問題がありますので、定義を巡る困惑と分析対象をめぐる困惑の両方があるのだと思います。

2018年現在において新自由主義という概念を用いて社会現象を記述しようとする試みには、いくつか乗り越えなければならないハードルがあるように思われます。第1に、「新自由主義は体系的なイデオロギーとしては定義不可能であり、実体のない批判概念に過ぎない」という議論がありますが、これは稲葉振一郎さんによるものです(稲葉 2018)。第2に、「新自由主義はかつては隆盛を誇ったと考えられるが、現代の社会現象を記述するには不適切な部分が出てきている」という議論で、これは重田園江さんによるものです(重田 2018)。こうした留保の議論がある一方で、第3に、「現代(日本社会)は諸外国や過去(80年代型および90年代型新自由主義)との差異をばらみつつも、やはり新自由主義の強い影響下にある(2000年代型新自由主義)」という議論も変わらずに存在しています(菊池 2016)。第1の議論は、新自由主義概念の成立自体を否定するのに対して、第2・第3の議論は、概念の成立自体は肯定したうえで、それが現代社会の記述に適切か不適切かという点で意見を違えているというわけです。もちろん、それ以外にも対立している部分はありますが、とりあえずはそうように考えられます。このように錯綜した議論状況を整理して新自由主義概念を「使う」ためにはどうしたらいいのだろうかということですが、いくつかの補助線を引いたらいいのではないかと考えています。

3つぐらいの補助線を引いたらいいのではないかと考えていますが、1つ目は、新自由主義をどのように理解しているのかという点を巡って補助線を引かないといけないうことだと思います。先ほどとりあげた稲葉さんによると、新自由主義は「せいぜい、ある種の「気分」を示すもの、せいぜいのところ批判者が自分の気に入らないものに付ける「レッテル」であって「ブロッキンのお化け」以上のものではない」(稲葉 2018: 8)ということだと思います。ただ、そのように言っている稲葉さん自身も、たとえば新自由主義をグローバル金融主義や「小さな政府」と理解したうえで、リーマンショック以降は新ケインズ主義の復興やポピュリズム・右派政治の台頭などが顕著であるのだから、現代は新自由主義ではなく、「新自由主義がグローバル

の一翼を担うものとして批判されている」事態ではないかと述べたりしています(稲葉 2018: 261)。このような理解は、実は重田さんの議論とも重なるところがありますし、そもそも、ネオケインジアンが台頭して経済破綻に対する政府介入がある程度一般化しているという現状認識自体は、菊池信輝さんの議論とも同じで、それを「新自由主義」と言うか言わないかという、ただそれだけの違いです。ですから問題は、新自由主義が無内容なレッテルとして使われていることではなくて、論者によって新自由主義の定義や意味内容がバラバラのままに、それが打ち捨てられたり、批判されたり、支持されたりするといったところにあるのではないかという気がします。だとすれば、少なくとも自分が用いる新自由主義の意味内容を、ある程度は特定化したうえで議論をすることが必要ではないかと思うわけです。

2つ目の補助線は、新自由主義のいかなる側面に注目して話をしているのかをはっきりさせようという補助線です。たとえば重田さんは、現代日本の高等教育改革について、研究費の選別的配分やトップダウンの経営モデル、「実用性」を基準とする役に立つ学問とそうでない学問の区別といった側面、つまり「経済の論理」が見出されるんだということを指摘しつつも、同時に、現代日本の高等教育改革は、規制緩和と市場システムの導入、あるいは自由化といった「市場の論理」に基づくものではなく、官僚と行政の権限強化に他ならないがゆえに、そこには新自由主義的な側面は見出せないと言っているわけです(重田 2018: 114-120)。「経済の論理」と「市場の論理」という言葉を重田さんは互換的に用いているようでもありますが、同時に両者を区別して、「市場の論理」のみを新自由主義と規定しているようにも思えます。だからこそ、その「市場の論理」が見出せないがゆえに、日本の高等教育改革は新自由主義的ではないという結論を導いているようにも見えます。しかし、仮に「経済の論理」を新自由主義の要諦だと位置付けるならば、同じ高等教育改革を「新自由主義化している」と言っても全く不思議ではないと言えそうですし、実際にそういうことを言っている論者もいるわけです。ですから、第1の補助線にしたがって自分が用いる新自由主義の輪郭がある程度は提示し得たとしても、続く議論が、自分が使う新自由主義の全てについて包括的に語っているのか、それとも一部分に焦点化してとりあげているのか(つまり、その他の部分については語っていないのか)といった点を明確にしないと、結局「新自由主義」の何について語っているのかわからなくなってしまい、結果として議論がまた錯綜してしまうのではないかという気がします。

3番目の補助線は、先ほど少し言いましたが、分析する対象は何かということを確認にしましょうという補助線です。新自由主義について語る議論をレビューした際に気付くことは、その分析対象があまりに多様であるということです。午前のセッションでも出てきたことですが、世界的な規模の話(たとえばグローバルな新自由主義化みたいな話)をしているのか、国や地域ごとに分析すべき話(たとえば日本社会の新自由主義化の話)なのか、また、国や地域ごとの話だとしても、当該社会全体の新自由主義化についての話なのか社会の個別領域についての話(たとえば経済領域の新自由主義化、高等教育改革の新自由主義化、刑罰政策の新自由主義化など)なのか、あるいは、もっともっと細かく特定の諸実践についての議論なのか、いろいろ区別の仕方があり得て、分析対象は多様であり得るということです。仮に、社会の個別領域についての議論だとしても、つまり「それ以外の領域に関しては知りません」と言うとしても、その当該個別領域を「統べる」特徴についての議論をしているのか(つまり「その領域は、おしなべて新自由主義化している」と言ってしまうのか)、それとも、そこに見いだされる特徴のひとつについての議論をしているだけなのか(つまり「そこには新自由主義的な側面が見いだされるけれども、そうではない側面もあるかもしれない」という話なのか)、それによって全く話が変わってきます。おそらく、個別の研究において社会の全体領域に関する新自由主義を語

ることは、また、個別領域に限定したとしても「統べる」タイプの議論を上首尾に完遂するのは、私はとても困難ではないかと思っています。これは渡辺彰規さんが述べていることですが、個別社会現象についての限定的な研究を時間をかけて研究者間で積み上げていくことによって、いつか社会の全体領域や、そこまで至らないにしても個別領域を「統べる」新自由主義について語るができるかもしれないと、気負いなく期待することぐらいしかできないのではないかという気がしています（渡辺 2005）。

では、この報告では新自由主義の意味内容をどのように規定するのかという話です。まず第1の補助線、「新自由主義をどのように理解しているのか？」というところで言いますと、私自身は Michel Foucault のいう統治性という概念を使って議論してきましたので、そのあたりの話を土台にしています。本報告では、Foucault に倣い、新自由主義を統治の特定のタイプの「合理性」として理解するということです。統治とは、「振る舞いの操導 (conduct of conduct)」と言われたりしますが、社会科学や社会学の概念で近いのは「統制 (control)」で、他者の行動や振る舞いを統制するような行為です。ですから、「市場化」「規制緩和」「商品化」といったような特定の統治行動そのものを新自由主義とは考えないという立場でいます。ここでいう「合理性」とは何かと言いますと、Foucault 自身の定義によれば、「人間の振る舞いの総体をプログラム化し、方向付けるもの」(Foucault 1979=2001: 112) であり、統治に際しての特定の規範的戦略・計算・思考のあり方として理解できると考えられます。その場合、統治の新自由主義的合理性というものは、統治の場を経済活動の場として、そして、統治対象となる人間を経済活動下で生きるものとして構成していくことを合理的とみなす統治性であると、とりあえずは定義したいと思います。

ここでいう構成には2つの意味があるわけですが、ひとつは非介入主義で、もうひとつは介入主義です。人間の外にある環境であるところの社会に対する非介入主義（たとえば、社会を経済活動の場としてみなす）と介入主義（たとえば、社会を経済活動の場として設計する）、それから人間に対する非介入主義（たとえば、人間を経済活動下で生きるものとしてみなす）と介入主義（たとえば、人間を経済活動下で生きるものとして設計する）とに分けて、4つぐらいの戦略・計算・思考があり得るだろうと思っています。Wendy Brown も述べるように、このようなことは、非経済的な領域をいわば「経済化」することと言ってしまえば言えなくもないのですが（Brown 2015=2017）、「経済化」と言ってしまうと、やはり市場化や貨幣化をイメージしがちですから、必ずしもそこに限られるものではなく、もう少し広い意味で「人間を経済活動下で生きるものとして構成していく」という言葉を理解していただければと思います。これは Brown 自身が出している例ですが、たとえば、自分の恋愛生活に対して起業家や投資家のように取り組むように人間を構成する統治というのもあり得て、これは全くお金儲けとかとは関係なく、たとえば恋愛資本を最大限に高めるべく慎重に投資をおこない、格好付けて、他の人間とのモチ競争の間で勝ってアクティブに恋愛を成就するといった合理性ですが、私にとってはこれも新自由主義的合理性であるわけです。新自由主義は、明確な介入主義や統治の拡大を辞さない点、それから、市場そのものを防衛したり創り出すのではなく準市場 (quasi-market) や人的資本を防衛したり創り出す点において、レッセフェール型自由主義とは異なるということが言えるだろうということです。

それから、合理性とは異なるものについても言うておかなければいけないと思いますが、合理性というものは、たとえば「テクノロジー」（主権・規律・安全といった特定のルーティンに従って社会的あるいは物理的世界を操作しようとする諸実践のセット）や、「テクニク」（テクノロジーの適用の諸形態、ないしは個々の構成要素であり、たとえば規律テクノロジーのテ

クニックとしての監獄、学校、試験やケース記録など)、それから「政治プログラム」(たとえば失業対策、犯罪対策、若年ホームレス問題対策といった水準であり、実行可能な目的に向かう具体的介入のレシピ)とは違うと考えています。つまり本報告では、新自由主義の政治プログラムやテクノロジーやテクニクがあるとは考えないわけです。ですから、たとえば「新自由主義的な薬物政策がある」とか、「日本の刑罰政策は新自由主義である」などとは考えないということです。そうではなく、個別具体的な政治プログラムやテクノロジーやテクニクの作動実践のなかに合理性が確認された場合において、「新自由主義的だ」という言い方をすることです。換言すれば、実践のなかに新自由主義的な合理性が認められれば、新自由主義的な規律・市場化政策・刑罰実践であると言うわけですが、それと全く同等な資格で、そこに新自由主義的な合理性が見いだせなければ、新自由主義的ではない規律、新自由主義的ではない市場化政策、新自由主義的ではない刑罰政策というものも十分あり得るということになるわけです。そして、それは実践の経験的分析を経由しなければ基本的には結論付けられないと考える立場に立っています。

2つ目の「新自由主義のいかなる側面に注目するのか?」というところですが、私は、これをかなり限定してしまっていて、先ほど述べました4つの戦略・計算・思考があるとしますと、人間に対する介入主義の側面に限定して研究をしていて、この報告でもそこに注目します。そこにはいくつか理由があるわけですが、ひとつには、私が研究している刑罰領域では、これまで、人間に対する介入主義的な側面はあまり新自由主義的ではないと見なされてきていて、むしろ、人間に対して介入をやめるのが新自由主義だといった言い方がされてきたことがあります。これまで、矯正教育や社会復帰に代表される介入主義は福祉国家期の刑罰福祉主義であって、新自由主義は、厳罰化やアンダークラスの隔離・無害化など、規律の退潮や環境管理型権力に関係するものとして理解されてきました。しかし、それは誤りだということを言いたかったこともありまして、新自由主義的統治や新自由主義的合理性のなかでも特に「人間への介入主義」的な側面に注目して、それを「新自由主義的規律」(平井 2015)という表現・概念で捉えようとしてきました。「規律」という言葉も Foucault の用語で、人間個人を対象に規範化したり(つまり、規範的な価値を伝達したり)、序列化したり(つまり、規範を身に付けることができた者はオーケーだけれども、そうではない者は駄目といったように、人間を序列化したり)、そのような営みとして「規律」という言葉を Foucault は使っています。「新自由主義的規律」というのは、新自由主義的な規律という意味ですが、新自由主義に適合的な主体を形成する営みということで、私はこれに注目するということです。

3つ目に、「新自由主義概念を用いて分析する対象は何か?」ということですが、これについて私は、すごく限定的なことしか言いません。薬物使用者の統治、より具体的には、薬物使用者に対する事後的な処遇の「一部」にハームリダクション政策やハームリダクション実践というものがありますが、それを対象とします。そして先ほども言いましたように、そのなかでも規律的な側面に分析対象を限定しています。もちろん、薬物使用者の統治全般においては、非規律的な側面や、非事後的・事前的な側面も存在することは否定しません。ただ、そこは射程には入っていないということです。それから、他の社会現象に本報告の知見が当てはまるかどうかということも不透明です。また、ハームリダクション実践に限定しても、全ての地域・国におけるハームリダクション実践に、この報告の知見が当てはまるかどうか不透明です。ですから、かなり限定された実践レベルでのハームリダクションの分析に対象を設定しているということです。

3. ハームリダクションとは何か

ハームリダクションとは、国際 NGO である Harm Reduction International によりますと、「合法・違法に関わらず精神作用性のある薬物について、必ずしもその使用量は減ることがなくとも、その使用により生じる健康・社会・経済上の悪影響を減少させることを主たる目的とする政策・プログラム・実践」と定義されています。「健康・社会・経済上の悪影響」が「ハーム (害)」と呼ばれるわけですが、その内実は非常に多様だとされています。ただ、現代では多くの場合、公衆衛生上のハームが念頭に置かれていて、たとえば HIV/AIDS や C 型肝炎といったものが拡大してしまうことがハームであって、それを低減するという営みです。それゆえに、代表的なハームリダクションとしては、注射器 (針) 交換プログラム (NSP: Needle and Syringe Program) であるとか、薬物注射施設 (SISs: Supervised Injection Sites)、オピオイド置換療法 (OST: Opioid Substitution Therapy) といった公衆衛生上の措置がおこなわれています。他にも、公衆衛生教育やカウンセリング、コンドーム配布、就労相談などが含まれる場合もあります。

注射器 (針) 交換プログラム (NSP) については、何となくイメージができるかと思います。注射器を使用する薬物使用者は注射器を回し打ちしますので、HIV ウイルスに感染してしまうわけですから、清潔な注射針や注射器を配布したり、使用済みの物と交換したりするという支援が、注射器 (針) 交換プログラムで、それによって AIDS の拡大を防ぐわけです。薬物注射施設 (SISs) というのは、まさにその名のとおりで、医療的な監視下において安全かつ清潔に注射を打つことができる環境を整えて、そこに薬物使用者を招き入れ、注射を打ってもらうという施設です。たとえば、オーバードーズ (過剰摂取) で死んでしまうような人、街中で質の悪い薬物を打って死んでしまう人が出ますと、それも非常に問題ですから、それを減らしましょうということ。オピオイド置換療法 (OTS) とは、似た薬効を持つけれどもより安全で安心な薬物——本当に安心・安全かどうかはわかりませんが——に置換していくという療法です。特にヘロインを使っている人については、ヘロインと同じ依存性がある薬物であるメタドンに置換していき、メタドン依存にしていくわけです。依存症は全く治っていないけれども公衆衛生上のハームは減るという、かなり割り切ったといえますが、ハームリダクションの定義にあるように、使用量が減ることがなくても健康上のハームが減ればよいという政策です。

このハームリダクションを理解するために、O'Malley (1999) を基に、3つの分析軸と3つのディスコースを細かく分節化してまとめたのが図1になります。四角で囲われている「使用」「嗜癖」「乱用」がディスコースで、点線は、この3つのディスコースを区別するための分析軸です。このうち、「使用」ディスコースに関わるのがハームリダクションですので、図1の網掛けになっている部分を見たいと思います。

「使用」ディスコースでは、薬物使用それ自体は根絶・断薬すべき逸脱とはみなされずに、ノーマライズされることに特徴があります。薬物使用がもたらし得る HIV/AIDS や C 型肝炎などのハーム、より正確には、そのハームをもたらすリスクになり得るような特定の薬物使用 (たとえば薬物使用下での性交渉や注射針の共有) をおこなう使用者が、事前的な予防・管理の対象になるということです。これが「乱用」ディスコース (犯罪モデル) や「嗜癖」ディスコース (医療モデル) とどのように違うのかを区別するための分析軸が3つあるということですが、このなかで一番重要なのは、「統治上の標的」というところで (図1上に水平に引かれた点線)、薬物使用なのか、それともハームをもたらすリスクなのかということ。薬物使用を逸脱化・スティグマ化し、事後的処罰・治療によって根絶・断薬することを目指すというのが「乱用」「嗜癖」ディスコースですが、これに対して、「使用」ディスコースないしハームリダクションは全く違って、先ほど言いましたように、薬物使用自体は別にどうでもいいわけで、

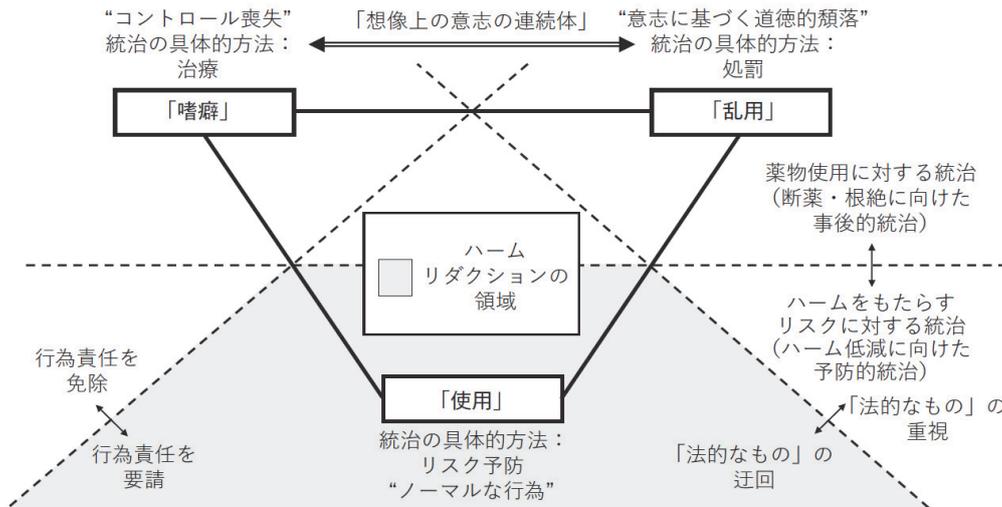


図1 ハームリダクションと3つのディスコース

出典：平井（2018）より図1を引用。

ハームをもたらすリスクを事前的に管理・予防することを目指すということです。ですから、「使用」ディスコースにおいては、危険で不健康な薬物使用は介入の対象になるけれども、リスクの少ない安全で健康な薬物使用は許容されるということです。たとえば、注射針交換プログラム（NSP）のもとできれいな注射針で打つ薬物使用や、薬物注射施設（SISs）のように管理された環境下で打つ薬物は許容されるということになります。

さて、ハームリダクションにおける「地域」・「連携」・「当事者参加」というところを見ていきたいと思います。冒頭に言いましたように、「地域」・「連携」・「当事者参加」は、最近の日本でも流行り始めている「離脱」支援の3つの特徴ですが、ハームリダクションにおいてもかなり重視されています。たとえば、カナダのバンクーバーのダウンタウン・イーストサイドでおこなわれているハームリダクションを見ますと、これがよくわかります。ダウンタウン・イーストサイドは、カナダでも貧困とドラッグが最も集積している地域のひとつですが、注射薬物使用者の間での HIV 感染率の劇的な上昇をうけて、1997年に「公衆衛生危機」が発令されました（林 2017）。2003年には、インサイトと呼ばれる初めての薬物注射施設（SISs）ができて、いろいろなエビデンスやナレッジ・トランスレーションを経て現在でも続いています（林 2017）。インサイトは、医療従事者の監督下で安全に薬物を注射使用できる施設で、違法薬物は本人が持参しますが、注射器や吸引器具、薬物の解毒剤は無料で提供され、使用方法の指導やカウンセリングも受けられますし、刺創などの傷の手当てや過剰投与者への解毒剤・酸素療法による緊急対応もおこない、離脱希望者にはメタドン置換療法へと導いて回復を支援するというものです（岩永 2016: 59）。いろいろなエビデンスがあると報告されていますが、重要なのは、Ehsan et al. (2006) が述べていますように、クライアント自身がハームリダクションに活動家として参加して、他の当事者に健康教育をおこなったり、注射キットを配布したり、働き口を紹介したりすることが、ダウンタウン・イーストサイドのコミュニティ内で注射薬物使用者の HIV 等感染リスクを引き下げると考えられていて、積極的に推進されているということです。インサイト自体も、もともとは VANDU (Vancouver Area Network of Drug Users) という当事者グループが開設した薬物注射施設（SISs）を起源に持っていますので、当事者活動とは非常に密接な

関係があります。

このように「当事者参加にフォーカスする地域ベースの連携的支援」というハームリダクションの側面は、バンクーバーだけではなく、フランス、イギリス、アメリカなど、いろいろなところで報告されています。ここでは、アメリカ合衆国コネチカット州でおこなわれている実践が面白いので、それを紹介したいと思います。たとえば Margaret R. Weeks らによる一連の研究では、コネチカット州ハンフォードにおいて、ヘロインおよびコカイン/クラック使用当事者によって主導された「リスク回避のための連携 (RAP: Risk Avoidance Partnership)」プロジェクトがとりあげられています (Weeks et al. 2006; 2009a; 2009b)。これは、ピア・ヘルス・アドボケーター (PHAs: Peer/Public Health Advocates) ——つまり自分自身の仲間の当事者もしくはその他のリーチするのが困難な当事者に対して、HIV・肝炎・性感染症予防のための介入モジュールを提供する者——として当事者を訓練するためのプロジェクトなのだそうです。「リスク回避のための連携 (RAP)」でトレーニングされたピア・ヘルス・アドボケーター (PHAs) による当事者活動が、コミュニティのハームリダクションを推進するだけではなく、ピア・ヘルス・アドボケーター (PHAs) 自身のポジティブな役割変容や、かれら自身の HIV 感染リスクを有意に低減させることなどが明らかにされています。また、ピア・ヘルス・アドボケーター (PHAs) は、ハイリスクな薬物使用がおこなわれている場所において、たとえ公的なプロジェクトの関係者がいない場面であっても、自ら進んでピア介入をおこなっていくようになることも報告されています。

4. ハームリダクションと新自由主義の接点(1): 他者統治から自己統治へ

では、このようなハームリダクションの実践、特に「当事者参加にフォーカスする地域ベースの連携的支援」という側面について、いかなる意味で規律的なのか、いかなる意味で新自由主義的なのかということを見ていきたいと思えます。

これも繰り返しになりますが、第1に、ハームリダクションの統治上の中心目標は、薬物使用行為の予防ではなく、ハームをもたらすリスクの予防におかれていたわけです。それは、薬物使用に対しては明確に事後的処遇となります。より具体的には、薬物使用者個人をターゲットにした教育的・規律的介入のかたちをとっているということを指摘できるだろうと思えます (図2)。ハームリダクションの要素はいくつもあって、公衆衛生教育は言うまでもなく規律ですが、それだけではなく、たとえば注射器 (針) 交換プログラム (NSP) やカウンセリングのなかで使われている認知行動療法や就労相談といったものも、規範的な知識を個人に内面させることを目指しているという点では、規律的な実践であると言えると思えます。

このことをさらに確認するために、Benedikt Fischer らによる薬物注射施設 (SISs) の研究をとりあげてみたいと思えます (Fischer et al. 2004)。Fischer らによれば、薬物注射施設 (SISs) は単に安全な環境下で薬物注射使用者 (IDU: Injection Drug User) に薬物を使用させることで公衆衛生上のハームを低減することのみを狙いとしているわけではありません。薬物注射施設 (SISs) のメンバーとなった薬物注射使用者 (IDU) は、「適切な振る舞い方」に関連する様々な知識を有しているべきであるとされ、そうした振る舞い方を施設利用時間外においても期待されるわけです。加えて施設利用時には、待合室で待っている間にも適切な注射等に関する知識や資源が提供され、注射時にはスタッフによる遠隔監視のもとでリスクフルな使用の有無がチェックされます。さらに、施設内に複数存在する注射室は、椅子やカウンターや大型の鏡などを配備した小部屋になっていまして、中央のモニタリング・ルームで監視をおこなうスタッフに見えやすいようにパノプティコン状に配置されています。そこでの注射時間は限定されてお

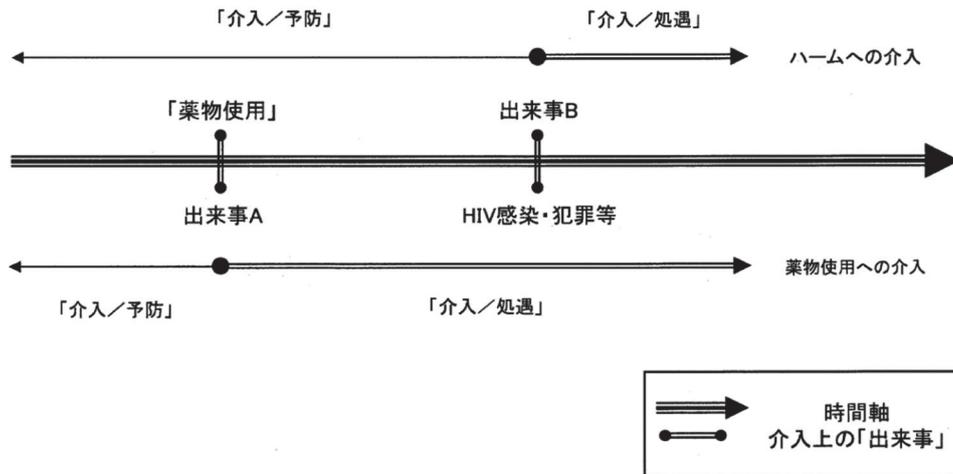


図2 介入上の「出来事」をめぐる事前的予防と事後的処遇の二重化

出典：報告者作成。

り、注射が終わった薬物注射使用者（IDU）は待合室に留まりスタッフの監視のもとで状態が安定するまで待機することが求められるというわけで、かなり純化された規律として観察されているわけです（Fischer et al. 2004: 361）。

しかし、薬物注射施設（SISs）がおこなうのは、こうした知識・規範の伝達に留まりません。上記の介入にもかかわらず薬物注射施設（SISs）が期待するような役割を遂行できない薬物注射使用者（IDU）、つまり、薬物注射施設（SISs）に登録しているにもかかわらず路上での薬物注射や薬物を使用しながらのセックス、薬物使用に関連した犯罪行為等をおこなう者は、コミュニティにとっての無秩序、つまりリスクとして知覚されることとなります。介入のメッセージを引き受ける者が包摂される一方で、それを引き受けることができない、あるいは受けようとしなない「リスクテイカー」は、自己責任の名のもとに処罰的な介入を受けたり、コミュニティからの排除の対象として設定されたり、全くの無支援状況に置かれることになるということです。その意味で、薬物注射施設（SISs）においては、「全くの処罰的な実践/合理性と、規律的な実践/合理性とのますますの癒合」（Fischer et al. 2004: 363）が生じていると、Fischerらは述べています。

まとめますと、ハームリダクション実践は2つの機能を持っています。第1に、リスク回避的ライフスタイルの自己コントロールを慎慮的に実践する主体の形成です。薬物注射施設（SISs）がそうであったように、リスク回避的ライフスタイルを、ハームリダクション実践の内外で自己コントロールできるあり方が規範化され、それが規律的セッティングのもとで伝達されています。それから第2に、このような新自由主義的主体足り得ない主体、あるいは足ろうとしない主体の選別と排除です。リスクな薬物使用をおこなう薬物注射使用者（IDU）は、公衆衛生上のリスクを増加させて、結果としてコミュニティの安全と安心を脅かす「リスクテイカー」だと認識されます。ハームリダクション実践は、そうしたリスクテイカーに関しては寛容さを見せることはありません。それどころか、かれらはリスク回避的ライフスタイルの自己コントロールを怠った者として責任化され、ハームリダクション実践やコミュニティからの排除、ないしは主権的サンクションの対象ともなり得るといえることです。

ハームをもたらすリスクを回避・管理することで公衆衛生上のハームを低減しようとするハームリダクション実践は、薬物使用者に対する新自由主義的規律とそれを通じた再社会化、すなわち他者統治の実践でもあったとも言えます。そして、それは規律（他者統治）を通じた自己コントロールの主体の構成（自己統治）でもあるという意味で、「自己統治のための他者統治」と記述することができるかもしれません。

5. ハームリダクションと新自由主義の接点(2): 自己統治から他者統治へ

次に、より焦点を絞って「当事者参加にフォーカスする地域ベースの連携的支援」の合理性に目を向けてみたいと思います。そこでは、先ほど見ました「自己統治のための他者統治」とは逆方向の「他者統治のための自己統治」と言うべきベクトルが見いだされるのではないかと思います。

ハームリダクション実践において新自由主義的規律の「客体」となり、自らのリスク回避的ライフスタイルの自己コントロールをおこなうに至った当事者は、先ほどのコネチカット州ハンフォードやバンクーバーの例に見ましたように、同時にそこで得た情報や知識、当事者ならではの経験を活かして、「当事者参加にフォーカスする地域ベースの連携的支援」に参加すること、すなわち、コミュニティにおいて公的セクターを含む多機関と連携しながらハームリダクション実践そのものに関わっていくサービス提供の「主体」となることが期待されていると言えます。つまり当事者は、そこでは専門家やサービス提供者の役割をも同時に引き受けることになっているわけです。

先ほど見ましたコネチカット州の「リスク回避のための連携 (RAP)」が典型的ですが、これはピア・ヘルス・アドボケーター (PHAs) という、まさに「ユーザー/ワーカー」を教育訓練する規律プロジェクトだったわけです。これはあからさまな事例ですが、同種のものは、ハームリダクション実践をとりあげる様々な論者が指摘しています。一例を挙げますと、Katherine McLean は、アメリカ合衆国における注射針交換プログラム (NSP) において、当事者が「安全な注射」の重要性や「リスクな薬物使用」の危険性を当事者仲間やコミュニティにメッセージして回る「ピア・エデュケーター」の役割を期待されていることを指摘しています (McLean 2011)。それから Margaret K. Dechman は、カナダの注射針交換プログラム (NSP) において「ピア・エデュケーター」と同じような役割を担う当事者のことを「第二の実務家」と呼びつつ、いわゆる普通の専門家である「第一の実務家」の役割をはるかに超えるコミュニティでの裏役割（たとえば、オーバードーズの初期対応など）を、かれら「第二の実務家」が結果として引き受けることになっていると指摘しています (Dechman 2015)。それから Jon E. Zibbell は、ハームリダクション実践における薬物使用者を「専門家患者 (expert patient)」(Zibbell 2004: 60) と呼んでいますが、自らの薬物使用に対して最も高度な知識を持ちながら、自由な選択行為としての薬物使用を試み、安定的な自己マネジメントを自己責任のもとで不断に持続していく専門家患者は、「自己のアントレプレナー」(Zibbell 2004: 60) として在ることを規範化されていくと指摘しています。そして、このようなアントレプレナーシップは、連携的支援に加わって当事者自身の持つ「専門的」知識をハームリダクション実践や政策立案過程へと積極的に反映していくことを通じて実現されるべきだと考えられているというわけです (Zibbell 2004: 57-58)。

ここでの「専門家患者」の規律は、先ほど見ました慎慮的主体の新自由主義的規律とは、少し異なるタイプの規律であるようにも思えます。なぜならば、「当事者参加にフォーカスする地域ベースの連携的支援」は、リスク行動の予防（つまり、ネガティブなリスク・ファクターを予防・回避するという意味で「～しないこと」）を超えた、倫理的な生の達成（つまり、ポジテ

イブなプロテクティブ・ファクターの実現としての「～すること」)にまで踏み込んだ話のように思われるからです。「専門家患者」としての専門性を有する当事者は、既にリスク行動の予防に余念のない慎慮的主体でもあるわけです。しかし、ここでの規律において規範化されているのは、コミュニティに参加すること、あるいはハームリダクション実践や政策形成に貢献することといった、倫理的な使命だろうと思うわけです。このような倫理的な使命は、自己内発的なものとしての参加であることが望ましいと理解され、当事者自身からも「コミュニティに貢献できてうれしい」などと語られることが多いわけですが、実際には、「当事者参加にフォーカスする地域ベースの連携的支援」へのコミットメントの有無が、「安全な使用者」と「リスクテイカー」の区別と重なってしまうわけです。つまり、「連携に参加しないということは、コミュニティの安全・安心を脅かすリスクテイキング行為である」とみなされてしまうわけで、そうである以上、連携的支援にあまり参加したくないと思っている当事者たちにとっては特に、内発的というよりは外発的な道徳的命令、すなわち「動員」と感受される可能性があるのではないかと思います。ゆえに、そうした「動員」に従わない、ないしは従えない当事者に対しては、先ほどと同じような意味で、新自由主義的主体足り得ない主体、足ろうとしない主体として、選別・排除の対象になるかもしれないということが言えると思います。そして、そういうことは実際におこなわれているようです。

たとえば、バンクーバーのダウンタウン・イーストサイドをはじめ多くの薬物注射施設(SISs)は、都市のジェントリフィケーションや公共空間の浄化と深く結び付いていることが指摘されています。先ほどの Fischer et al. (2004) によりますと、薬物注射施設(SISs)に登録された薬物注射使用者(IDU)は、コミュニティの安心と安全を向上させ、その場所を「アントレプレナー的都市」(Fischer et al. 2004: 359)へと変容させていくための重要なメンバーになることが期待されているとされています。同時に Fischer らは、このような「アントレプレナー的都市」が、コミュニティへの倫理的貢献が困難な薬物注射使用者(IDU)を析出して、かれらに対する排除を正当化するロジックとして使われている側面も有していると指摘しています。つまり「アントレプレナー的都市」は、「その消費のアジェンダにとって有益な人間や行動を包摂する一方で、周縁部や境界部に向かって「他者」的な要素の隔離・隠蔽をますます促進するような、社会-空間的秩序のマッピングによって特徴づけられる」(Fischer et al. 2004: 359)ということです。

それに加えて指摘しておかなければいけないのは——そして、ここが非常に重要なのですが——、「当事者参加にフォーカスする地域ベースの連携的支援」にコミットした当事者たちが、先ほど確認しましたハームリダクション実践における慎慮的主体の新自由主義的規律それ自体の担い手になっているということです。つまり、「当事者参加にフォーカスする地域ベースの連携的支援」にコミットした当事者たちは、「安全な使用者」と「リスクな使用者」を選別・序列化する統治の先兵として機能していく危険性があるということです(平井 2018)。たとえば Zibbell は、当事者を含む様々なハームリダクション関係者が一堂に会するカンファレンスで参与観察をおこなったときに、暴れたり騒がしくしたりする当事者に対して、連携に参加する政府の役人や非当事者の実務家などではなく、他の当事者が「かれらは私たちが悪く見せる」と厳しく叱責していたという様子を書き留めています(Zibbell 2004: 62)。「ピア・ヘルス・アドボケーター(PHAs)」「ピア・エデュケーター」「第二の実務家」といった存在になった当事者が、その他の慎慮的でない当事者のことを規律する新自由主義的規律に自ら乗り出してしまいうことが起こっているのです。

まとめると、このようなハームリダクション実践には以下の3つの機能があると言えます。第1に、「専門家患者」としてハームリダクション実践それ自体に積極的に参加し、コミュニテ

ィに貢献するアントレプレナー的主体の形成です。それは既に見た慎慮的主体の新自由主義的規律とは少し位相を異にしますが、別角度からの新自由主義的規律、つまりアントレプレナー的主体の新自由主義的規律であるとは言えると思います。それから第2に、アントレプレナー的主体足り得ない主体や、足ろうとしない主体の選別・排除です。ハームリダクション実践に参加する薬物注射使用者（IDU）は、リスク行動の予防を超えて、コミュニティに貢献する倫理的な生を達成できなければ、ハームリダクション実践やコミュニティそれ自体から排除されてしまうおそれがあります。ハームリダクション実践では、「地域ベースの連携的支援への参加それ自体が自己のアントレプレナーシップを例証する」という規範的前提があるため、ハームリダクション実践に組み込まれた当事者たちは、そうした自発的参加を自発的に拒むことが困難な状況下に置かれています。連携参加を拒めば、コミュニティの妨害者とみなされ、サービス受給や当事者との仲間関係それ自体からも排除されてしまうかもしれないということです。第3に、「ピア・ヘルス・アドボケーター（PHAs）」「ピア・エデュケーター」「第二の実務家」等として「地域ベースの連携的支援」に参画する当事者が、他の薬物注射使用者（IDU）に対する新自由主義的規律を加速化させる役回りを演じる可能性があるということです。アントレプレナー的自己としてコミュニティの公衆衛生環境の向上とハームリダクション実践の成功に自ら進んで邁進する倫理的な自己統治の主体となった当事者は、先ほど述べた「他者統治のための自己統治」と対比させて言うならば、自己統治を通じた他の薬物注射使用者（IDU）に対する新自由主義的規律——すなわち他者統治——に、図らずも貢献してしまうわけです。ですから、それはあたかも「他者統治のための自己統治」のようにも映るということです。

6. まとめ

最後のまとめです。「自己統治のための他者統治」と「他者統治のための自己統治」という2つの側面は、同じハームリダクション実践の両輪として機能している節があるように感じます。他者統治としての慎慮的主体の新自由主義的規律が、「シティズン・アディクト」として自らを自己統治するような当事者をまずは生み出しています。そのような当事者は、「地域ベースの連携的支援」に積極的に参加するような、リスク回避的ライフスタイルを超えたコミュニティ貢献型の倫理的ライフスタイルの自己統治までもを要請されていくことになります。そして、このようにコミュニティに参加する「ピア・ヘルス・アドボケーター（PHAs）」「ピア・エデュケーター」「第二の実務家」としての当事者は、今度は他の当事者に対する他者統治の主体としてハームリダクション実践のなかに組み込まれていくということで、循環的にハームリダクションを加速化させる機能を果たしているおそれがあるという気がします。

大幅に時間を超過してしまいましたが、報告は以上です。ありがとうございました。

文 献

Brown, Wendy, 2015, *Undoing the Demos: Neoliberalism's Stealth Revolution*, New York: Zone Books.

(=2017, 中井亜佐子訳『いかにして民主主義は失われていくのか——新自由主義の見えざる攻撃』みすず書房.)

Dechman, Margaret K., 2015, "Peer Helpers' Struggles to Care for 'Others' Who Inject Drugs," *International Journal of Drug Use*, 26: 492-500.

Ehsan, Jozaghi, Hugh Lampkin, and Martin A. Andresen, 2016, "Peer-engagement and its Role in Reducing the Risky Behavior Among Crack and Methamphetamine Smokers of the Downtown

- Eastside Community of Vancouver, Canada,” *Harm Reduction Journal*, 13: 1-9.
- Foucault, Michel, 1979, “Foucault Étudie la Raison d’État,” Daniel Defert and Francois Ewald eds., *Michel Foucault: Dits et Ecrits*, Paris: Gallimard. (=2001, 坂本佳子訳「フーコー、国家理性を問う」蓮實重彦・渡辺守章監修／小林康夫・石田英敬・松浦寿輝編『ミシェル・フーコー思考集成Ⅷ』筑摩書房, 109-15.)
- Fischer, Benedikt, Sarah Turnbull, Blake Poland, and Emma Haydon, 2004, “Drug Use, Risk and Urban Order: Examining Supervised Injection Site (SISs) as ‘Governmentality’,” *International Journal of Drug Policy*, 15: 357-65.
- 林神奈, 2017, 「研究者がアドボカシーを行うためにできること——バンクーバーにおけるハームリダクション事情と研究者の関わり」松本俊彦・古藤吾郎・上岡陽江編『ハームリダクションとは何か——薬物問題に対する、あるひとつの社会的選択』中外医学社, 84-95.
- 平井秀幸, 2015, 『刑務所処遇の社会学——認知行動療法・新自由主義的規律・統治性』世織書房.
- 平井秀幸, 2018, 「ハームリダクションのダークサイドに関する社会学的考察・序説」『臨床心理学』増刊 10 : 119-31.
- 稲葉振一郎, 2018, 『新自由主義の妖怪——資本主義史論の試み』垂紀書房.
- 岩永智恵子, 2016, 「ハーム・リダクションと薬物依存者への対応(カナダ)」『Nursing BUSINESS』10(9) : 59.
- 菊池信輝, 2016, 『日本型新自由主義とは何か——占領期改革からアベノミクスまで』岩波書店.
- McLean, Katherine, 2011, “The Biopolitics of Needle Exchange in the United States,” *Critical Public Health*, 21(1): 71-79.
- O’Malley, Pat, 1999, “Consuming Risks: Harm Minimization and the Government of ‘Drug-users’,” Russell Smandych ed., *Governable Places: Readings on Governmentality and Crime Control*, Hants: Dartmouth, 191-214.
- 重田園江, 2018, 『隔たりと政治——統治と連帯の思想』青土社.
- 渡辺彰規, 2005, 「測定実践の合理性の水準へ」『書評ソシオロギス』1 : 1-16.
- Weeks, Margaret R., Julia Dickson-Gomez, Katie E. Mosack, Mark Convey, Maria Martinez, and Scott Clair, 2006, “The Risk Avoidance Partnership: Training Active Drug Users as Peer Health Advocates,” *Journal of Drug Issues*, 36(3): 541-70.
- Weeks, Margaret R., Mark Convey, Julia Dickson-Gomez, Jianghong Li, Kim Radda, Maria Martinez, and Eduardo Robles, 2009a, “Changing Drug Users’ Risk Environments: Peer Health Advocates as Multi-level Community Change Agents,” *American Journal of Community Psychology*, 43(3-4): 330-44.
- Weeks, Margaret R., Jianghong Li, Julia Dickson-Gomez, Mark Convey, Maria Martinez, Kim Radda, and Scott Clair, 2009b, “Outcomes of a Peer HIV Prevention Program with Injection Drug and Crack Users: The Risk Avoidance Partnership,” *Substance Use Misuse*, 44(2): 253-81.
- Zibbel, Jon E., 2004, “Can the Lunatics Actually Take over the Asylum?: Reconfiguring Subjectivity and Neo-liberal Governance in Contemporary British Drug Treatment Policy,” *International Journal of Drug Policy*, 15: 56-65.

付記

本ワークショップ後に執筆した拙稿「「離脱」研究における規範的定義論の不在を問題化する

——ハームリダクション批判を通じた覇権政治と境界政治の可視化」(岡邊健編『犯罪・非行からの離脱 (デジスタンス)』2022年、ちとせプレス、223-54頁)は、本報告の一部を生かすかたちで論文化したものである。